

指宿広域市町村圏組合定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に係る様式等に関する規程

(平成27年指宿広域市町村圏組合訓令第5号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、指宿広域市町村圏組合定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する規則（平成27年指宿広域市町村圏組合規則第 号。以下「規則」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(募集実施要項の記載事項)

第2条 規則第2条第2項第11号の管理者が別に定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第2条第9項各号に掲げる職員が応募をすることはできない旨
- (2) 規則第2条第11項の規定により認定をしない旨の決定をする場合がある旨
- (3) 認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則第2条第13項の規定による通知を行うこととなる旨（規則第2条第1項に規定する募集実施要項（以下「募集実施要綱」という。）に退職すべき期間を記載した場合に限る。）
- (4) 規則第2条第5項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、その旨
- (5) 規則第2条第14項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることがあるときは、その旨

(応募等の様式)

第3条 規則第2条第9項の規定による応募は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（第1号様式）によるものとする。

2 規則第2条第9項の規定による応募の取下げは、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（第2号様式）によるものとする。

(認定等の通知の様式)

第4条 規則第2条第11項の規定による通知は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

- (1) 認定をする旨の決定をしたとき 認定通知書（第3号様式）

(2) 認定をしない旨の決定をしたとき 不認定通知書（第4号様式）

（退職期日の通知の様式）

第5条 規則第2条第13項の規定による通知は、退職すべき期日の決定通知書（第5号様式）によるものとする。ただし、前条第1号に定める通知書により退職すべき期日の通知を併せて行った場合は、この限りでない。

（繰上げ等の同意の様式）

第6条 規則第2条第14項の規定による同意は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める同意書によるものとする。

(1) 退職すべき期日の繰上げ 退職すべき期日の繰上げ同意書（第6号様式）

(2) 退職すべき期日の繰下げ 退職すべき期日の繰下げ同意書（第7号様式）

（繰上げ等の期日の通知の様式）

第7条 規則第2条第15項の規定による通知は、退職すべき期日の変更通知書（第8号様式）によるものとする。

（公表の時期等）

第8条 規則第2条第17項の規定による公表は、毎年4月に、前年度に認定を受けた応募者の数及び当該認定に係る全ての募集実施要項（規則第2条第11項に規定する必要な方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。）について、募集及び認定実施の公表（第9号様式）により行うものとする。

附 則

この訓令は、平成27年9月9日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

指宿広域市町村圏組合管理者 様

申請者

㊞

私は、指宿広域市町村圏組合定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する規則第2条第9項の規定により、早期退職希望者の募集に応募します。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	年 月 日から 年 月 日まで
退職すべき 期日又は期間	
備考	

(注) 「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏 名		所 属	
		職	
級 号 給	給料表 []	級	号給
生年月日	年 月 日	年 齢	歳

(注) 年 月 日現在で記入すること。

※管理者の記入欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

年 月 日

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

指宿広域市町村圏組合管理者 様

申請者

㊞

私は、指宿広域市町村圏組合定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する規則第2条第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集期間	年 月 日から 年 月 日まで		
退職すべき 期日又は期間			
2 取下げ申請者について			
ふりがな 氏 名		所 属	
		職	
3 認定について			
認定通知書に記載された認定 年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期間			

(注)「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。

また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄は、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者の記入欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書 の受理番号	

認定通知書

様

指宿広域市町村圏組合管理者

印

年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、指宿広域市町村圏組合定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する規則第2条第11項の規定により、下記のとおり認定の決定をしたので、通知します。

記

1 退職すべき期日又は期間
2 備考

(注) 「1 退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合には当該期日を、退職すべき期間を記載した場合には当該期間内の期間又は期日を記入すること。

第4号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

不認定通知書

様

指宿広域市町村圏組合管理者 印

年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、指宿広域市町村圏組合定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する規則第2条第11項の規定により、認定しない旨の決定をしたので、通知します。

不認定の理由

第5号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

退職すべき期日の決定通知書

様

指宿広域市町村圏組合管理者 印

退職すべき期日については、 年 月 日と決定しましたので、指宿
広域市町村圏組合定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する
規則第2条第13項の規定により、通知します。

第6号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

退職すべき期日の繰上げ同意書

指宿広域市町村圏組合管理者 様

申請者 ⑩

指宿広域市町村圏組合定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する規則第2条第14項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

記

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注) 「認定年月日」は、認定通知書（第3号様式）に記載されている通知年月日を記入すること。

年 月 日

退職すべき期日の繰下げ同意書

指宿広域市町村圏組合管理者 様

申請者

印

指宿広域市町村圏組合定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する規則第2条第14項の規定により、下記の退職すべき期日を繰り下げることと同意します。

記

既に通知した 退職すべき期日	年 月 日
認定年月日	年 月 日

(注) 「認定年月日」は、認定通知書（第3号様式）に記載されている通知年月日を記入すること。

第8号様式（第7条関係）

退職すべき期日の変更通知書

第 号
年 月 日

様

指宿広域市町村圏組合管理者 印

あなたの退職すべき期日は、下記のとおり変更することとしましたので、指宿広域市町村圏組合定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する規則第2条第15項の規定により通知します。

記

退職すべき期日	変更前	年 月 日
	変更後	年 月 日
変更同意日		年 月 日

（注）「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書（第6号様式）又は退職すべき期日の繰下げ同意書（第7号様式）に記載した申請年月日を記入すること。

募集及び認定実施の公表

指宿広域市町村圏組合管理者

印

指宿広域市町村圏組合定年前に退職する意思を有する職員の募集及び認定に関する規則第2条第17項の規定により、 年度に指宿広域市町村圏組合において実施された早期退職希望者の募集及び認定について、認定を受けた応募者の数及びその認定に係る全ての募集実施要項を公表します。

1 認定を受けた応募者の数

2 募集実施要項

	実際の募集の期間	退職すべき期日又は期間	必要な方法の有無
別添1			
別添2			
別添3			
・			
・			
・			